

京都府社会福祉施設経営者協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、京都府社会福祉施設経営者協議会（以下本会）と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、京都府社会福祉協議会内におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人等にかかわる基本的課題を調査検討し、かつ、その実践をはかり広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立のための調査・研究
- (2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 福祉施設経営指導事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、京都府内に事務所を有し、社会福祉施設を経営する社会福祉法人、民法法人及び宗教法人等とし、これを代表する理事長（代表役員等相当する者を含む。）もしくは代行しうる役員とする。

- 2 会員は、本会の趣旨に賛同し入会申込みをしたもので、理事会で承認されたものとする。

(会 費)

第 6 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が退会し、また除名された場合には、既に納入された会費は返還しない。

(退 会)

第 7 条 会員が、本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして会長に文書をもってその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第 8 条 会員が、会員たる義務に反し、名誉を毀損したときは総会の議決を経て、除名することが出来る。

第3章 役員

(定数)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名、副会長 3名
 - (2) 理事 若干名
 - (3) 監事 2名

(選任)

- 第10条 会長、副会長は、理事会において互選する。
- 2 理事は、総会において会員の中から選任する。
 - 3 監事は、総会において選任する。
 - 4 役員を選任に関する規程は別に定める。

(職務)

- 第11条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を組織し、総会で議決した業務を執行する。
 - 4 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

- 第12条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(理事会)

- 第13条 理事会は、次の業務を執行する。
- (1) 事業計画の立案及び予算の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項または総会により付託された事項
 - (3) 会員の資格審査に関する事項
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 理事会の議長は、会長があたる。

(専門部会・地域支部)

- 第14条 本会には、必要に応じて専門部会並びに地域支部を設置することができる。

(顧問・相談役)

- 第15条 本会には、顧問並びに相談役を置くことができる。
- 2 顧問並びに相談役は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第4章 総 会

(総 会)

- 第 16 条 総会は、毎年1回以上会長が招集し、これを開催する。
- 2 総会は、会員をもって構成する。
 - 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他会長が付議した事項
 - 4 会長は、会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その要求のあった日から3週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 総会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
 - 6 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
 - 8 総会の議長は、その都度会員の互選とする。

第5章 青年経営者会

(設 置)

- 第 17 条 青年経営者の育成のため、本会に青年経営者会を設置する。
- 2 青年経営者会は別に定める青年経営者会会則に基づき自主的に運営されるものとする。

第6章 会 計

(会 計)

- 第 18 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第 19 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

- 第 20 条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

第8章 雑 則

(全国組織との関係)

第 21 条 本会は、全国社会福祉施設経営者協議会の支部的性格をもち、共同で事業を進める

2 前項の規定にかかわらず、第5条に定める会員のうち、社会福祉法人以外の法人等を代表する会員は、全国社会福祉施設経営者協議会の会員とならないものとする。

附 則 この会則は、昭和 63 年 3 月 29 から施行する。

附 則 平成 11 年 1 月 28 日一部改正

附 則 平成 11 年 5 月 18 日一部改正

附 則 平成 15 年 5 月 6 日一部改正